

海外資産調査の情報源～租税条約による情報交換制度～



●自動的情報交換：大量の情報を自動的に集める仕組み

◆CRS（金融口座情報）

現在日本は、OECD110カ国と情報交換しており、各国の銀行、証券・保険会社、投資事業体が、●口座保有者の氏名、●住所、●納税者番号、●口座残高、●利子・配当等の年間受取総額等を報告します。銀行預金だけでなく、生命保険、証券会社の有価証券など金融資産が対象です。

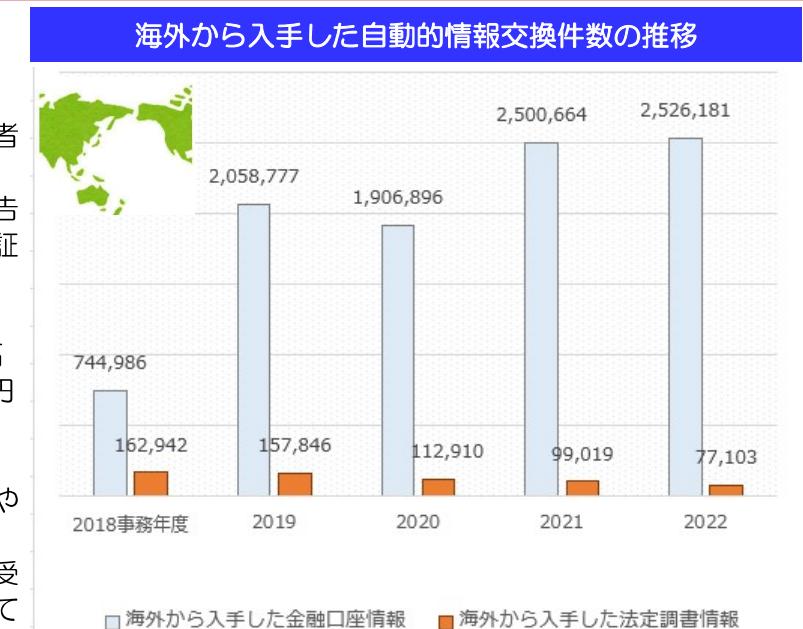
2022事務年度には、日本居住者のCRS情報を253万件（個人口座250万件：残高10.9兆円分と法人口座3万件：残高5.5兆円分）を95カ国から受領しています。

◆海外で提出された法定調書

海外で提出された法定調書から、日本人や日本企業への“利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等”の支払いについての情報を入手しています。

◆CbCR（多国籍企業グループの活動報告）

国税庁は、多国籍企業グループについては「国ごとの活動状況に関する国別報告書」を、各国の税務当局と定期的に交換しています。



●自発的な提供や要請に基づく情報収集

◆自発的情報交換

国際協力の観点から自国納税者の調査の際に入手した情報で、外国税務当局にとって有益な情報を、自発的に提供しあっています。

◆個別の調査での要請に基づく情報交換

個別の納税者調査で、国内情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合は、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請して入手しています。

海外から入手した情報件数の推移

事務年度	自発的情報交換	個別調査での要請
2018	9,666件	191件
2019	394件	233件
2020	20,351件	251件
2021	448件	128件
2022	812件	252件

◆税務調査でのCRS活用事例-1 海外預金の申告除外

CRS情報から被相続人名義の海外口座に多額の預金があることが想定されたが、相続税申告書に記載がないため調査に着手した。

⇒相続人は当初海外口座を知らないと回答。その後、相続開始前に被相続人の指示で海外口座の預金を引き出し、自分名義の海外口座に預け入れたことが判明。

相続人名義の海外口座の1億4千万円がすべて被相続人名義の相続財産として6,000万円が追徴された（重加算税あり）。

◆税務調査でのCRS活用事例-2 海外口座での紹介料の受領

CRS情報から、製造業F社の代表者が海外に預金口座の保有を把握。その口座に代表者の出資先である海外のG社から多額の入金があり、その内容がF社が受領すべき紹介料と判明した。

⇒代表者は海外の個人口座で受領すれば当局にはわからないと思い、収入を除外していた。

申告もれ所得6,500万円に対し、2,200万円が追徴課税された（重加算税あり）。



◆税務調査での要請活用事例： 架空免税取引による還付申告

法人A社は国内で日用雑貨品を仕入れ、X国の外国法人B社へ輸出したとして、消費税の還付申告書を提出した。

調査では外国法人B社への輸出取引の書類が提出されなかったことから、X国の税務当局へB社の会計帳簿等の情報提供を要請した。

⇒X国の税務当局より“B社はA社と取引を行っていない”と回答があり、A社が架空取引を利用して不正に消費税の還付申告をしていた事實を把握した。